

監査報告書

令和7年5月19日

学校法人銀杏学園

理事会 御中

監事 林田 喜一

監事 安高 純一郎

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人銀杏学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人銀杏学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務の執行状況及び財産の状況について監査を実施しました。

業務の執行状況については、評議員会及び理事会への議事参加を通じて監査し、財産の状況については、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等を学校法人会計基準に準拠して監査を実施しました。

監査の結果、業務の執行は適正妥当であり、決算書類は令和6年度における収支及び年度末における財産状態を適正に表示していることを認めます。

以上

監査報告書

令和7年5月19日

学校法人銀杏学園

評議員会 御中

監事 林 田 喜 一



監事 安高 純一郎



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人銀杏学園寄附行為第14条の規定に基づき、学校法人銀杏学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)の業務の執行状況及び財産の状況について監査を実施しました。

業務の執行状況については、評議員会及び理事会への議事参加を通じて監査し、財産の状況については、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表等を学校法人会計基準に準拠して監査を実施しました。

監査の結果、業務の執行は適正妥当であり、決算書類は令和6年度における収支及び年度末における財産状態を適正に表示していることを認めます。

以上